

被災地における復興まちづくり総合支援事業

社会資本整備総合交付金に「都市防災総合推進事業」があります。
この事業には各種事業メニューを支援できる制度で、大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援としての『被災地における復興まちづくり総合支援事業』がH20年度に創設され、活用されています。

目的

大規模な災害により被災した被災地を災害に強いまちへ再生するために、地方公共団体（市町村^注）による早期復興のための計画策定に対する支援と、計画に位置づけられたまち全体の復興のためのまちづくりに対して支援を実施しています。

注：被災地における復興まちづくり総合支援事業は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項の規定に基づき激甚災害に指定された災害により被災し、同法第3条の規定に基づく措置が適用された市町村に限ります。

被災地における復興まちづくり総合支援事業のイメージ

地震・水害等

早期復興のため、短期に多額の財源が必要

①復興まちづくり計画策定支援

- ・復興まちづくり事業計画の策定
- ・住民合意形成

災害に強いまちへの復興
地域活力の早期復興

復興まちづくり事業計画の策定

被災地の特性に応じた
まちづくりの支援

②復興に向けた公共施設等整備

- ・災害に強いまちに復興するための公共施設整備
- ・まちの活性化につながる公共施設の高質化等

③復興まちづくり施設整備助成(間接補助)

- ・まちの復興のために実施する共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設への助成



被災した商店街

左記の①～③の支援により、
災害に強いまちへ再生



活力と魅力あるまちに復興

交付対象(交付率)【事業主体 市町村】

①復興まちづくり計画策定支援(1/2)

◆「復興まちづくり事業計画」の策定

- ・復興まちづくり計画の作成及び付随する調査に要する費用

◆住民合意形成

- ・住民合意形成等コーディネートに要する費用

*1 景観法（平成16年法律第110号）第8条の規定に基づく景観区域、同法第61条の規定に基づく景観地区、及び同法第76条の規定に基づく地区計画等形態意匠条例の区域を含む地区。

②復興のための公共施設等整備

◆災害に強いまちに復興するための公共施設等整備（1/2）

- ・測量費試験費：事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
- ・実施設計費：地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の実実施設計に要する費用
- ・工事費：地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の工事に要する費用
（復興まちづくり拠点施設については、購入費を含む）
- ・用地費：地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の整備に必要な用地の取得費用
- ・補償費：地区公共施設、防災まちづくり拠点施設の用地取得に付随する補償に要する費用

◆まちの活性化につながる公共施設の高質化等（1/3、景観法に基づく景観区域等*1は1/2）

- ・測量費試験費：事業施行に必要な測量、建物調査等に要する費用
- ・実施設計費：高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の実実施設計に要する費用
- ・工事費：高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の工事に要する費用
（復興まちづくり拠点施設については、購入費を含む）
- ・用地費：高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の整備に必要な用地の取得費用
- ・補償費：高質空間形成施設、復興まちづくり支援施設の用地取得に付随する補償に要する費用

③復興まちづくり施設整備助成(1/3、間接補助)

（地区の復興のために地域住民等が行う、次に掲げる費用の一部を地方公共団体が補助）

- ・実施設計費：修景施設の実実施設計に要する費用
- ・工事費：共同施設、復興まちづくり支援施設、修景施設の工事に要する費用

用語の定義

①復興まちづくり計画策定支援

○復興まちづくり計画：地方公共団体による早期復興のための事業計画

②復興のための公共施設等整備

○地区公共施設：道路、公園、緑地、広場その他の施設

○防災まちづくり拠点施設：防災まちづくりの拠点及び災害時の活動拠点として機能する施設

○高質空間形成施設：植栽・緑化施設、せせらぎ・カスケード、カラー舗装・石畳、照明施設、ストリートファニチャー・モニュメント等

○復興まちづくり支援施設：各種イベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設

③復興まちづくり施設整備助成

○共同施設：通路・駐車施設・児童遊園・広場・緑地

○復興まちづくり支援施設：各種イベント、展示、余暇活動等の地域交流、子育て支援、高齢者生活相談等、地域活力の復興のための活動の拠点となる施設
（地方公共団体が自ら所有・管理するものは除く）

○修景施設：建築物、建築設備、外構等の外観及び色彩に係る修景

○活用事例

能登半島地震（H19.3）により被災した都市（石川県穴水町）における復興まちづくりの取り組み

◆地区概要

当該地区は、平成19年3月の能登半島地震により被災し、家屋や商店に大きな被害が発生したことから、災害に強いまちづくりとともに地域活力の早期復興が課題となっていた。

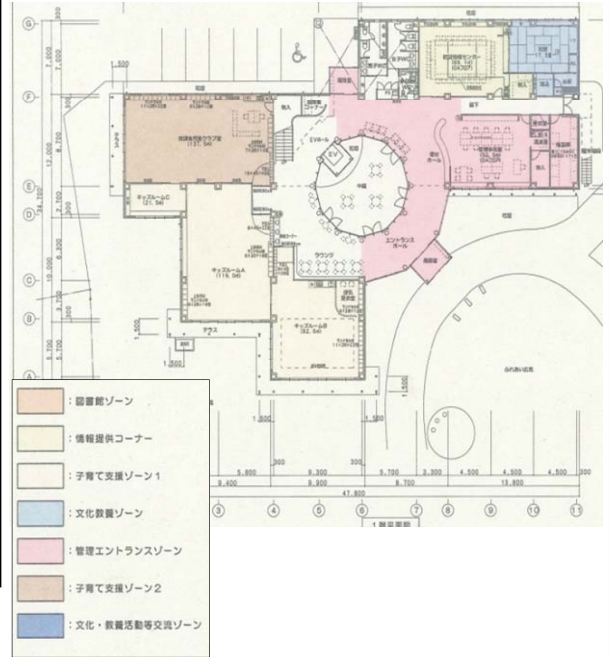
◆事業概要

のと鉄道穴水駅前周辺の狭隘な生活道路の拡幅整備を推進するとともに、駅前の旧JR用地を取得し、防災拠点となる地域交流施設や防火水槽の設置などを行い、地域の防災性向上を目指し、災害に強いまちづくり及び震災からの復興まちづくりを推進。

事業期間：H20～H24

事業内容：復興まちづくり計画策定、復興まちづくり支援施設、防災道路、耐震性貯水槽、防災広場等の整備

復興まちづくり支援施設



整備イメージ図



復興まちづくり支援施設
 ・防災情報センター
 ・多目的ホール
 ・備蓄倉庫 等
 面積：1,527(m²)
 事業費：548(百万円)



<参考>

■都市防災総合推進事業

市街地の防災性の向上及び被災地の早期復興を図るため、都市の防災構造化や住民の防災に対する意識向上を推進する都市防災総合推進事業として下の①～⑦を社会資本整備総合交付金で支援するものです。

都市防災の計画づくりに対する補助(交付率1/3)

①災害危険度判定調査

- ・各種災害に対する危険度判定調査

②住民等のまちづくり活動支援

- ・防災都市づくりに関して住民等が主体となったまちづくり活動への支援

⑤密集市街地緊急リノベーション事業

(H23年度まで)(交付率1/2、補助率3/4)

- ・重点密集市街地において、都市計画道路整備に併せた沿道整備(防災環境軸の整備)を推進するための計画コーディネート支援、事業採択要件の緩和

計画に基づく事業実施に対する補助(交付率1/2等)

③地区公共施設等整備

- ・道路、公園等の地区公共施設の整備
- ・防災まちづくり拠点施設の整備

④都市防災不燃化促進

- ・避難地、避難路周辺等の建築物の不燃化に対する助成

⑥地震に強い都市づくり緊急整備事業

(各種事業の交付率)

- ・「地震に強い都市づくり推進5箇年計画」を策定した市町村に対し、計画に位置付けられた事業について重点実施するとともに、補助対象施設の特例を設ける。
防災情報通信ネットワーク等

大規模災害の被災地における復興まちづくりに対する支援(交付率1/2、1/3)

⑦被災地における復興まちづくり総合支援事業

- ・被災地を災害に強いまちへ再生するとともに、地域活力の早期復興のため、計画策定から公共施設整備等への一体的な支援

◆このパンフレットについてのお問い合わせは◆

国土交通省 都市・地域整備局 都市・地域安全課

電話 03-5253-8401 FAX 03-5253-1587